

後見開始等の申立ての準備手順

1 「本人情報シート」の準備

<input type="checkbox"/> 福祉関係者の方に「本人情報シート」の作成をご依頼ください。	
<p>○ 日頃から、ご本人を支援されている福祉関係者の方（ケアマネージャー、ケースワーカーなど）に、次のものを渡して、「本人情報シート」の作成を御依頼ください。</p>	
<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ ④ <input type="checkbox"/> 「本人情報シート」（成年後見制度用） ⑤ </td> </tr> </table> <p>* 福祉関係者の方の支援を受けられていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいらっしゃらない場合は、作成は不要です。 その場合、申立人において、「申立事情説明書」P.3の5をご記入ください。</p>	<input type="checkbox"/> 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ ④ <input type="checkbox"/> 「本人情報シート」（成年後見制度用） ⑤
<input type="checkbox"/> 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ ④ <input type="checkbox"/> 「本人情報シート」（成年後見制度用） ⑤	
<p>【「本人情報シート」について】</p> <p>「本人情報シート」は、主治医が診断書を作成する際の参考資料としたり、家庭裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用するものです。</p>	
<input type="checkbox"/> 作成してもらった「本人情報シート」のコピーを1部用意してください。	
<p>○ 「本人情報シート」のコピーは、申立書等と一緒に家庭裁判所に提出してください。</p>	



2 診断書・診断書附票の準備

<input type="checkbox"/> 主治医に診断書及び診断書附票の作成をご依頼ください。		
<p>○ 主治医に次のものを渡して、診断書及び診断書附票の作成を依頼してください。</p>		
<table border="1"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 診断書を作成される医師の方へ ⑥-1 <input type="checkbox"/> 鑑定手続への協力の依頼 ⑦-1 <input type="checkbox"/> 1で作成してもらった「本人情報シート」（原本） </td> <td> <input type="checkbox"/> 診断書（成年後見制度用）⑥-2 <input type="checkbox"/> 診断書附票 ⑦-2 </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 診断書を作成される医師の方へ ⑥-1 <input type="checkbox"/> 鑑定手続への協力の依頼 ⑦-1 <input type="checkbox"/> 1で作成してもらった「本人情報シート」（原本）	<input type="checkbox"/> 診断書（成年後見制度用）⑥-2 <input type="checkbox"/> 診断書附票 ⑦-2
<input type="checkbox"/> 診断書を作成される医師の方へ ⑥-1 <input type="checkbox"/> 鑑定手続への協力の依頼 ⑦-1 <input type="checkbox"/> 1で作成してもらった「本人情報シート」（原本）	<input type="checkbox"/> 診断書（成年後見制度用）⑥-2 <input type="checkbox"/> 診断書附票 ⑦-2	
<p>【診断書について】</p> <p>* 申立ての際には、作成後3か月以内の診断書が必要です。 * 主治医に診断書の作成を依頼できない場合は、他の医師に依頼していただいて構いません。</p>		
<input type="checkbox"/> 主治医から、診断書、診断書附票のほか、「本人情報シート」を受け取ってください。		
<p>○ 「本人情報シート」は申立人において大切に保管してください。</p>		



3 その他申立に必要な書類の準備

<input type="checkbox"/> 「本人情報シート」、診断書、診断書附票 以外の申立てに必要な書類を準備してください。								
<p>○ 「申立書類チェックリスト」を参考にして、申立てに必要な書類を準備してください。</p>								
<p>【準備する書類について】</p> <p>この段階で準備する書類は、次の書類です。これ以外の書類等の準備については、この書面の1、2、5及び6の段階で準備してください。</p> <p>◆「申立書類チェックリスト」の2項に記載されています。</p>								
<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）</td> <td><input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（なお、同候補者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）</td> <td>※ 発行から3か月以内のものをご準備ください。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 （例：介護保険被保険者証写し、療育手帳写し、精神障害者保険福祉手帳写し、身体障害者手帳写し）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料…財産目録に記載した財産の存在が分かる資料です。 （例：預貯金通帳写し、有価証券の残高証明書や通帳写し、不動産登記事項証明書、未登記の場合は固定資産評価証明書や納税通知書写し、ローン契約書写し等）</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票	<input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（なお、同候補者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）	※ 発行から3か月以内のものをご準備ください。	<input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 （例：介護保険被保険者証写し、療育手帳写し、精神障害者保険福祉手帳写し、身体障害者手帳写し）		<input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料…財産目録に記載した財産の存在が分かる資料です。 （例：預貯金通帳写し、有価証券の残高証明書や通帳写し、不動産登記事項証明書、未登記の場合は固定資産評価証明書や納税通知書写し、ローン契約書写し等）	
<input type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票							
<input type="checkbox"/> 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票（なお、同候補者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書）	※ 発行から3か月以内のものをご準備ください。							
<input type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料 （例：介護保険被保険者証写し、療育手帳写し、精神障害者保険福祉手帳写し、身体障害者手帳写し）								
<input type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料…財産目録に記載した財産の存在が分かる資料です。 （例：預貯金通帳写し、有価証券の残高証明書や通帳写し、不動産登記事項証明書、未登記の場合は固定資産評価証明書や納税通知書写し、ローン契約書写し等）								

【「登記されていないことの証明書」について】

法務局で次の書類を取寄せてください。

◆「申立書類チェックリスト」の2項に記載されています。

- 本人について「成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意後見契約の本人とする記載がない。」ことの証明書 ※発行から3か月以内のものをご準備ください。
- (※ 申請書類を添付していますが、法務局にも備え置いてあります。)

【親族の意見書について】

親族から意見書を取寄せてください。

◆「申立書類チェックリスト」の1項に記載されています。

親族に交付する、説明文書と意見書(様式)をご利用ください。



4 成年後見の申立て類型の検討

- 補助開始の申立て、保佐開始の申立て又は後見開始の申立てのうち、どの種類の申立てをするのかを検討してください。

- 診断書(成年後見制度用)の「3 判断能力についての意見」欄の記載を参考にして、補助開始、保佐開始又は後見開始のうち、どの類型で申し立てるのかを検討してください。

【類型を検討する目安】

診断書の「3 判断能力についての意見」欄の記載	申立ての類型
支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。	補助開始の申立て
支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	保佐開始の申立て
支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	後見開始の申立て



5 申立書等の作成と申立に必要な費用の準備

- 4で検討した種類の申立書等を作成してください。

- ここで作成する申立書等は、前記1～3以外のものです。作成にあたっては、添付している記載例(後見開始、保佐開始、補助開始)を参考にしてください。

◆「申立書類チェックリスト」の1項に記載されています。

申立書類

- 代理行為目録(保佐・補助開始申立用) 同意行為目録(補助開始申立用)
- 申立事情説明書 親族関係図 後見人等候補者事情説明書
- 財産目録 相続財産目録 収支予定表

- 収入印紙、郵便切手及び鑑定費用を準備してください。

- 「後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて」の4項に記載の申立手数料、郵便切手、後見登記手数料(「申立書類チェックリスト」の末尾に記載しています。)をご準備ください。

【鑑定及び鑑定費用について】

- * 成年後見及び保佐の類型の場合は、原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
- * 鑑定を行うことになった場合には、改めて家庭裁判所から連絡しますが、鑑定にかかる費用については、後日、家庭裁判所に納めていただくことがあります。



6 面接の予約及び申立書等の提出

- 以上の準備ができたなら家庭裁判所に面接の予約をして、申立書等を提出します。

- 面接の予約及び申立書等の提出については、「面接の予約について」を参照してください。